

議案第93号

大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月30日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例（平成25年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「使用回数券」の次に「等」を加え、同条第2項中「使用回数券」の次に「及び平日年間パスポート（以下「使用回数券等」という。）」を加え、同条第3項及び第4項中「使用回数券」の次に「等」を加える。

別表中使用回数券の項の次に次のように加える。

平日年間パスポート	2,000円	／
-----------	--------	---

別表備考に次のように加える。

3 平日年間パスポートは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く開館する平日に限り有効とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。